

費ということになりますと、いわゆるこれは補償料を含めまして用地の取得費というふうに呼ぶのが正しいだろうというふうに私は理解しておりますし、それから又、なと判例が手元になんですが、実はこれ、どちらを含むべきかというので、最初、用地費だけでやってみたんです。それから、どうも補償費も含むべきではないだろうかという議論がありまして判例を調べたんです。そうしたら、判例の中に、議会の議決の予算の中へは補償費は含むべきだというような判例がございまして、それで、これは入れるのが正しいということで、又、改めてそれを含めて議案をつくり直したというような経過がございます。たまたまいまちょっと下でこの判例の文書を見つけたんですが、ちょっと見つからないので正確にお示しできないんですが、こういう経過がありまして、補償費を議決の中の用地取得費の中に含めたということでございます。

それから、バイクの利用の実態でございますが、これは集中管理という――従前は各課ごとにバイクなりあるいは自転車を配属しておりましたそれぞれ使っておったんですが、それでは非常にむだが多くて、現在バイクが七台と自転車が六台、十三台ですか。十三台で市役所の自転車とバイクの利用については十分、

賄えてきているわけです。これが各部、あるいは各課に分散しますと一台ずつもないというような現状でございます。したがしまして集中管理をしたことにより、相当効率的に運用ができるというところで集中管理をし、この場合、厳重に管理を行いますと、今度は利用者側に又、逆の目が出てくるというよつなことで、単に利用簿に記載をして使うという簡単な管理をしておるわけです。特に、下に一人職員がおりますので、その人に断って使用簿をつけて乗って帰った、帰ったという記載をして帰ったことの報告とする。こんなよつなことで非常にバイクの数あるいは自転車の数というのは足りなくて用が足りてゐるわけでございます。それで、使用簿をつけて利用の実態がわからなければならぬ、御指摘でございましてこれは大変私も申しわけなく存じておりますけれども、たまたまこの利用簿の統計を取っておりませんので、この部、あるいはこの課で、どの程度使ったどの程度の利用状況かということが、なとただいま答弁できなくて申しわけないと思っております。

以上のよつなことでございますので、よろしく御判断をいただきたいと思っております。
〇十二番(貫井 喜代次君) いま 大体詰ま、たようですけれども、ただいまのバイクの問題

は、せ、かく利用簿を備えて使用者をつけて、それが使ったかということとをわかるようにしてあるからには、だれが、どのような用件で、利用簿というのの大概使った者、用件、日時、時間帯、このものをつける。ただかまわず、むちゃくちゃに利用簿に記入させて使うという利用簿であつたら、これはむだな、それだけの紙代がむだになるということだけだと思ひます。したが、だれがどのように使ったかわかるようなものだと思うんです。そういうような点を、ま少し管理、監督にあるものは注意していただきたいということを要望しておきます。

それから、仮称中央図書館の補償費とそれから公有財産購入費の問題、なかなかいつまできてもこの問題、わからないものをわかるようにすることは不可能でございすので、先ほどもなにか出ましたけれども、担当の委員会がよく審議をしてもうこうを要望して、私の質問は終わります。

○二番（松山 清君） 一つだけお聞きしたいと思ひます。

二十ニページの公債費の問題なんですけれど、先ほどの部長の説明で一億七千六万円、これが財政的余裕が生まれたということが一つの理由と、それから、自治省、東京都の、こういう場合、繰り上げ償還をしないという指導があつたという

ような説明がさっきあつたんですが、これはいつ、いかなる時点でこういう指導があつたのでしょうか。それと、この繰り上げ償還された、土木・義務教育・清掃事業債等、この中味について、四十九年の地方債というようないふことがありますが、もう少し詳しく御説明願ひます。

○企画財政部長（浅見 祐康君） お答え申し上げます。

これはいつの時点でこういう指導があつたということではございせん、いわゆる決算統計がございすし、当初予算調べもございすし、そういう時点で、いろいろやはり各自治体の財産状況について、非常に自治省あるいは地方課は大変な関心を持つていたわけがございす。そういったことから一つのいろいろな財政措置として、一般的な事項そのものに、こういういま先ほど申しましたような指導的なものがあるというようないふ意味でございす。

それと後、繰り上げ償還すべき内容について、ちやうと御説明いたします。いずれも先ほど申しました四十九年度でございす、道路整備事業、これは福生警察署の前の通り、これが幹二一八号と申しております。それと、二小の方をずつと通つて高校の方へ行く道路がございす。ちやうど昭島境の辺でございす。

これが幹工一五と申します。この二本の道路、これが借り入れ元金で申しますと三百万円借り入れております。それと福生緑地南公園、南公園の整備事業を行いました。その時点で一千三百三十万円借りております。それと義務教育施設整備、これは七小と二中と三中の関係でございます。それと七小の屋体が入っております。それから一括で一千万九千九百九十九万円。それから一番大きなものでござります。これが一億七千二百五十万円、締めて二億九千万円がこの対象起債でございます。現在、徐々に返還しておりますが、現在の未償還元金は一億七千六百万円という金額に相なります。

なお、御参考までに申し上げますが、この償還によつて、償還の時期は十五年と十年という償還期間ですけれども、このトータル、若干誤差があると思ひます。金額をちゃんと出してみましたけれど、いわゆる繰り上げ償還をしなかった場合の利子は六十四年度が償還期限でございますが、これが七千六百三十二千円という数値になります。それから、繰り上げ償還を六十四年度までの六・四％で借りた場合の

利子としまして、いわゆる借りかえてほかの起債を借りるんだと、その場合に一般公募債は六・四％ぐらいが一般的利子でございます。それで借りた場合が五千二百九十万七千円ぐらい。七千六百万円から五千二百九十万円を引きました。いわゆる差が実質的な今回繰り上げ償還をいたします結果の節減という形になると仮定いたしますと、約二千三百万円ぐらいの節減になるというふうな計算が成り立つわけでございます。

○二番（松山 清君） 詳しく説明していただいたんですが、ここで言いたいののは、昨年、

私はこの繰り上げ償還の問題を二度ほど質問しているんですが、当時の、いま総務部長の上野部長が企画財政担当のとき、冗談じゃないと、繰り上げ償還なんかするのはとんでもない間違いだということ、明確に否定しているんですね。昨年だったか一昨年だったか、とにかく、ずっと年度末にきて、かなりいろいろ財政的な余裕といえますか、お金が下ってきたと。それで都市整備の基金の方へ戻すというふうなことが、積み立てるといふようなことがあったときに、繰り上げ償還をする考えはどうか、うなんだというのを言いました。そういうことは全くする考えはない、ましてや、すれば自治省から今後起債を受けるときに、いろいろな問題で制約を受けるんだという答弁をしてましたね。それは私ははつきり覚えてるんです。確かに利率の高い

ものだから、もちろん利率の低いものに拘すということもできますし、繰り上げ償還が何でもかんでも悪いというふうには言いませんけれども、しかし、ずいぶん一年、二年のうちには考えが違った——担当者が変わったからそういうふうになったのかもしれないけれど、しかし、繰り上げ償還なんかしないということは市の方針なんでしょう。ましてや、財政状況が逼迫している中で、そういうことをしたら自治省から大変なおきやうをえられるんだという答弁だったんじゃないですか。このことをどういうふうに考えておられるか。

それと同時に私が言いたいの、まだ九月ですよ、九月。九月の時点で財源的余裕が生まれたので繰り上げ償還しましたなんて、とんでもない話ですよ。まだまだこれから補正で住民の要求を満たす上で予算上できる時期でしょう。これが三月にかかっているんなら、この繰り上げとかということは、そうあながち悪いとかいいとか言いませんけれども、しかし、まだ九月ですよ。これからまだまだ臨時議会で補正を組むことも幾らでもできますし、まだ十二月の時点だって補正を組むことはできるわけです。すい分余裕のある財政運用をやっているんじゃないかと、これはもう一目でわかるわけです。冗談じゃないですよ。こんなに市民のいろいろな要求がある

のに、それをやりしないで繰り上げ償還するとは何ごとですか。もう一度よく考えて答弁願いたいと思うんです。

○企画財政部長（浅見 裕康君） 従来のいわゆる財政運用の基本方針と、機構改革後の考え方というのが非常に全く正反対ではないかというような御指摘をいただいたわけでございますが、これについては、当時二年くらい前ともいっても、その時点では御案内のとおり、いろいろ防衛関連や補助金をいただきました大きな事業をしてきているわけでございまして、そうした点の財政的な一つの裏負担的なものとして、福生市の財政というのは決してその見通しについては、いまのような状態ではなかったというようにお思います。それで後、繰り上げ償還するものが一つのこの時点の歳入歳出との関係において、一応、こうした予算措置ができたんだという意味で私は申し上げたわけでございまして、全く衆になたということでも申し上げたつもりはございません。もし、そういう形で受け取ったり、私の説明が悪かったということでも御容赦を願います。

そういうことで、今後ハ小を抱えたり、四中の問題もありましたし、いろんな点でまだこれから相当な支出が予測されまして、現実的にはやはり昨日の一般質

問でもいろいろ各議員さんからも指摘されておりました、十分留意して今後の財政運用をしようということもお答えを申し上げてあるわけでありまして、当面、この公債費の繰り上げ償還いたしましたものは、現時点におきましてやはり金利の比較的高い、というのはその当時の金利と現在のいわゆる低金利政策、そういったこともやはり違ってきておるわけですし、できるだけ高い利率のものは返していくというふうなことで、借りかえることによつての問題も当然ございます。それともう一点、繰り上げ償還によつて現在の負債額の減というようなこともございまして、例年、計上いたします公債費の中でも、それだけ財源的なものが少なくてきるといふようなメモトもございまして、いろんなそういった角度から判断をいたしまして今回の補正に計上したというふうなことでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○ニ番(松山 清君)

総務委員会でもいろいろお聞きしますので、ここでそんなにあれなんですけれども、説明を聞けば聞くほど、その場その場で言っているような気がするんです。私は、だからそういうふうにかつては——かつてはと言うよりも、ごくごく最近ですが、それは自治省から、そういうことは現にやれば大変なことになる

かうやらんと言つていたわけですよ。それが今度は自治省の指導だということなんだね。全然、話が逆さまなわけですよ、そうでしょ。否定したときには自治省から、そういうことをやれば起債何かで制限を受けるからやらなんだというふうに言っていたわけです。ところが、今度は自治省の指導で繰り上げ償還をやるんだというわけです。それは一般的に、通常指導を受けているんだという、まさきり逆な答弁なわけですね。逆な考えだと思ひます。そういう点で、一貫性には私はもちろんないと思ひますし、それと同時に、この九月の時点で一億七千万円も財源的余裕が生まれるというような形で償還をするのは、いささか私はいかかなものかと思ひます。そういう点で、又もちろん総務委員会でお聞きしたいと思ひますけれども、今回はこの辺でとどめておきます。

○議長(岩田 博君)

ほかにございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終ります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、総務、建設、厚生

の三常任委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野、武男君から、本案は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。よつて、議案第九十三号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十 議案第九十四号 昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第九十四号 昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして、

内容を御説明申し上げます。

今回の補正は六千九百九十九円を追加いたしました。総額九億九百七十三万二千円にしようとするものでございます。その内容につきましては、二ページをござんいただきます。

まず歳入でございますが、国庫補助金といたしまして八十三万六千円を追加しようとするものでございます。これは、先ほど上程いたしました議案第九十号、住所

得者に対する減額の分が調整交付金として入ってくるということで補正をしようとするものでございます。

次に繰越金でございますが、五千九百二十一万三千円補正しようとするものでございます。五十二年度の決算が、ほぼ見込みがつかまりましたので、その当初予算に計上した差、五千九百二十一万円を計上いたしました。合計八千四百二十一万三千円にしようとするものでございます。

歳出につきましては、諸支出金で償還金及び還付金を一千六十万円計上いたしましたものでございます。これは、五十二年度の国及び都の支出金が精算されましてここに計上いたしましたものでございまして、内容は、国・都の支出金が九百三

十万円。それから過誤納保険料を還付するのが百三十万円でございます。さうに、当初予算に百万円ばかり計上してありますので、合計一千百六十万円に相なるわけでございます。

予備費といたしまして四千九百四十四万九千円を計上させていただきました。これは繰越金等の財源調整でここに計上させていただいた次第でございます。以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案御決定あらんことをお願いいたします。終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、厚生委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって 議案第九十四号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十一 議案第九十五号 昭和五十三年 度 福生市 福生都市計画事業 福生土地区画整理事業 会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤 多市君 登壇)

○建設部長(斎藤 多市君) 御指名によりまして、議案第九十五号 昭和五十三年 度 福生市 福生都市計画事業 福生土地区画整理事業 会計補正予算(第二号)について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入、歳出それぞれ一千九百六十一万五千円を追加し、歳入歳出予算額を二億七百四十五万二千円と定めようとするものでございます。主な内容は、加美平土地区画事業の終局を迎えるに当たりまして、青梅線西側地区で羽村町との境界付近における排水管理設工事に伴う羽村町の分担金と、前年度繰越金の補正でございます。

二ページからその内容について御説明申し上げますと、歳入の第一款、分担金及び負担金につきましては、ただいま申し上げました羽村町からの分担金四百二十六万円、第四款、繰越金におきましては、前年度繰越金一千五百三十五万五千円の補正をしようとするものでございます。

以上、締めまして一千九百六十一万五千円の補正でございます。

次に歳出について御説明申し上げますと、第二款の事業費につきましては、加美平地区事業費一千九百万円。内訳けにつきましては、新都市建設公社業務委託料一千七百万円。残事業の工作物と移転補償費二百万円の補正をしようとするものでございます。

第三款の予備費につきましては、係数整理をいたしまして六十一万五千円を補

正しようとするものでございます。

以上、歳出締めまして一千九百六十一万五千円の補正でございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、慎重御審議の上御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、建設委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野 武男君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よつて、議案第九十五号は建設委員
会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十二 議案第九十六号 昭和五十三年 度 福生市下水道

事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 有藤多市君登壇)

○建設部長(有藤多市君) 御指名によりまして、議案第九十六号 昭和五十三年 度
福生市下水道事業会計補正予算(第二号) につきまして御説明申し上げます。

今日の補正予算は、歳入、歳出それぞれ一億二千六百五十三万七千円を追加し、
歳入歳出予算額を十三億三千百十六万一千円と定めようとするものでございます。
主なものは受益者負担金、一般会計繰入金、繰越金の増加に伴い下水道工事
費を計上したことが主なものでございます。

二ページからその内容について御説明申し上げます。歳入の第一款、分担金及び
負担金 につきましては三千三百三十万円の追加をしようとするものでございます。こ
れは本年度から徴収を開始いたしました受益者負担金でございます。納付
の方法につきましては五カ年分払い、一括払いとありますが、このうち、当初予想
をいたしました一括払い二〇%、分払い八〇%が、今回の申告によりまして一括
払い四〇%、分払い六〇%と変更になりましたので、それらを本年度の徴収
すべき金額が増加したために今回補正をしたわけでございます。

第五款、繰入金におきましては一般会計からの繰入金でございます。今回四
千万円を補正し、総額を三億二百万円としようとするものでございます。

第六款、繰越金におきましては五千三百二十三万七千円の補正でございます。
五十二年度からの繰越金でございます。

以上、歳入予算を締めまして一億二千六百五十三万七千円の補正でございます。
次に、歳出予算について御説明申し上げますと、第一款、総務費につぎま
しては五百三十万円を補正しようとするものでございまして、内訳につきましては、
維持管理に必要とする経費の管渠清掃費、既設管渠の調査等のために

計上してございます。

第二款、事業費につきましては一億二千三十三万四千円を補正しようとするものでございまして、内訳けにつきましては公共下水道工事費に一億一千万円、工作物等の移設の補償費に一千万円を補正しようとするものでございます。工事費の一億一千万円につきましては、国道一六号が一部路面復旧を施工することになりましたので、これに併行いたしました管渠工事を施工しようとするものでございます。又、来年度予定されております飯林本町東部地区学供の供用開始のために、本年度において管渠工事を施工しようとするものが主なものでございます。次に第四款、予備費につきましては、係数の整理をいたしまして九十万三千円を補正しようとするものでございます。

以上、締めまして一億二千六百五十三万七千円の補正でございます。

以上、大変難駁な説明でしたが、慎重御審議の上御決定賜りますようお願いいたしました説明いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野 武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十六号については、建設委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よて、議案第九十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十三 議案第九十七号財産の取得についてを議題といたします。